

第3次伊豆市総合計画 基本構想・前期基本計画 策 定 方 針

目 次

1 計画策定の概要	1
2 策定にあたっての基本的な考え方	1
3 計画の構成と期間	2
4 計画策定の体制	3
5 基礎資料の収集と整理	4
6 策定スケジュール	5

令和7年6月

伊豆市

1 策定の概要

第2次伊豆市総合計画（基本構想・後期基本計画）が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和17年度を計画期間とした「第3次伊豆市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、まちづくりを進めていくうえでの方向性を示すことを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略が令和7年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「伊豆市総合戦略」を策定する。策定に当たっては、令和5年度を始期とする国的新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで策定する。

なお、次期総合戦略については、「伊豆市総合計画」における重点施策として総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定する。

2 策定にあたっての基本的な考え方

次の基本姿勢により計画策定にあたる。

- (1) 計画策定段階での市民参加を積極的に推進し、市民をはじめとする多様な主体と共有できる計画とする。
- (2) 第2次総合計画を踏襲し、人口減少対策（移住定住）をベースに、次期総合戦略と連携し、効果のある施策を盛り込んだ計画とする。
- (3) 厳しい財政状況の中で、限られた行政資源を最適配分するため、選択と集中に配慮とともに、持続可能な自治体経営の実現に向け、市の現状にあった実効性のある計画とする。
- (4) 市が何をめざし、何をどれだけ達成するのかという、まちづくりの目標を明確にし、市民と行政が目標を共有できる、わかりやすく簡素化した計画とする。

3 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想と基本計画により構成するものとする。

(1) 基本構想

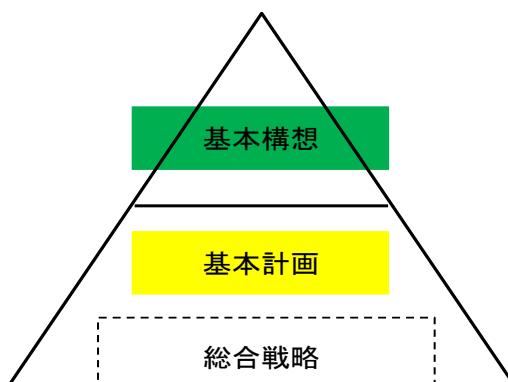
基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示す。

計画期間は、長期的な展望にたったまちづくりをめざす10年間（令和8年度～令和17年度）とする。

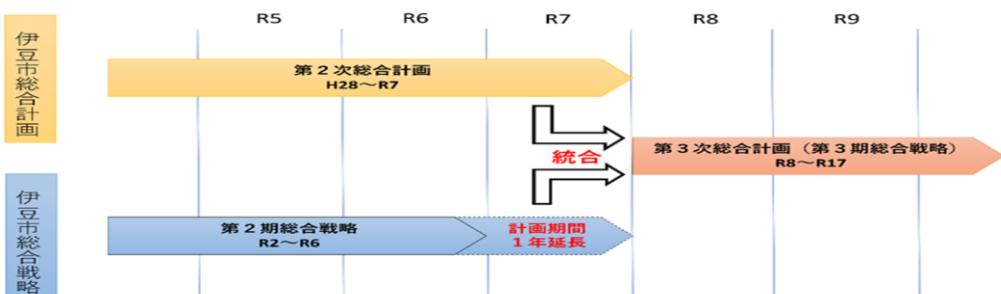
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた市のまちづくりの基本的な計画であり、施策の方向及び体系を示す。

計画期間は、基本構想の中間年を目途とし、令和8年度から令和12年度までの5年間を前期計画期間、令和13年度から令和17年度までの5年間を後期基本計画期間とし、総合戦略を重点施策として位置付けとする。なお、施策の効果的な展開を図るため、施策評価等により必要な時点で見直しを図るものとする。



●一体化策定のイメージ



4 計画策定の体制

(1) 市民参加

市民の意見を計画に反映させるため、次に掲げる手法等を実施する。

① 市民意識調査の実施

住民基本台帳からの無作為抽出により、市民意識、ニーズ、施策満足度・必要度等の調査を実施する。

② 各種アンケートの実施

各種団体等を対象としたアンケートを実施し、市民ニーズを多角的に把握する。

③ 分野ごとの意見聴取の実施

子育て世代、若者、中学生・高校生の意見聴取、職員有志による研修会など、幅広い意見を計画に反映させるため、伊豆市の将来像等の意見集約を図る。

④ パブリックコメントの実施

幅広く市民意見を求め、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

(2) 総合計画審議会

伊豆市総合計画条例（平成26年条例第9号）に基づき、計画の策定に関し「伊豆市総合計画審議会」に諮問し、答申を受けるものとする。

(3) 庁内体制

① 総合計画策定委員会

計画の策定を円滑に推進するため、「伊豆市総合計画策定委員会」を設置する。

② 総合計画策定幹事会（ヒアリングの場合あり）

③ 総合計画策定専門部会（各課担当職員ヒアリング）

■策定体制のイメージ

